

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第97回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年2月27日（木）10：00～10：24

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、柳迫信書便事業課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第12
63・1264号】

開 会

○事務局（坂平） それでは、委員の皆様お待たせいたしました。事務局の坂平です。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、委員 7 名中全員に御出席いただいておりますので、定足数は満たしております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第 9 7 回を開催いたします。

恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしく願います。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第 9 7 回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員 7 名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 9 条第 1 項ただし書の規定に従い、諮問事項でございます。「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」については、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項 2 件でございます。

諮問第 1 2 6 3 ・ 1 2 6 4 号「特定信書便事業の許可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省のほうから御説明お願いいたします。

○柳迫信書便事業課長 総務省信書便事業課長の柳迫と申します。

それでは、本日、諮問第 1 2 6 3 号の「特定信書便事業の許可」並びに第 1 2 6 4 号の「信書便管理規程の設定及び変更の認可」について説明させていただきまして、これらの許認可について御審議いただきたいと思います。

まず、諮問第 1 2 6 3 号「特定信書便事業の許可」について、資料 9 7 - 1 を御覧

ください。表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目が諮問書でございます。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者 10 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合していることから許可することといたしたく、諮問させていただくものでございます。

別紙 1 の横長の資料を御覧ください。おめくりいただきまして 3 ページに、今回新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者と、その提供サービスの概要がございます。

今回の申請者は 1 番の佐々木運送、2 番の日星商事、3 番の有限会社丸木物流、4 番の株式会社北関東陸送、5 番のナショナルベストソリューション株式会社、6 番の株式会社日立ハイテクサポート、7 番の緋田運輸株式会社、8 番のエヌティ陸送株式会社、9 番の株式会社リンレイサービス、10 番の栗山運送の 10 者でございます。これらの申請者が現在営んでいる主な事業を記載しておりますが、注 2 のなお書きに記載していますとおり、いずれの申請者も貨物運送業の許可等を受けております。

なお、前提としまして、特定信書便事業が提供できる役務としましては、信書便法第 2 条第 7 項第 1 号から第 3 号までに定める役務がございます。1 号役務は長さ・幅・厚さの合計が 73 センチを超える、あるいは重さが 4 キロを超える信書便物を送達する役務。また、今回は申請がありませんが、2 号役務は信書便物を引き受けてから 3 時間以内に配達する役務、3 号役務は料金が 800 円を超える役務と御理解いただければと思います。

提供サービスとしては、各申請者とも 1 号役務を提供することとしており、加えて、1 番の佐々木運送、5 番のナショナルベストソリューション株式会社及び 9 番の株式会社リンレイサービスの 3 者については、3 号役務についても提供予定となっております。

申請者の事業概要は以上でございまして、次ページ以降では、信書便法第 31 条に規定する 3 つの許可基準について引き続き説明させていただきます。

今般の特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要は別紙 2 の 8 ページから 10 ページのとおりでございます。許可基準の 1 点目として、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため、適切なものであることが求められており、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。

ます。

これについて、役務ごとにまとめたものが4ページの表となっており、いずれの申請についても信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受け、または配達することとしており、信書便物の秘密を保護するため、適切なものであると認められます。

なお、申請者のうち[REDACTED]につきましては、本件事業許可申請と同時に、信書便法第34条において準用する同法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされています。業務委託の認可の審査では、委託契約書の実施細目において、総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められた方法によって、委託業務を安全・正確かつ迅速に行わなければならないと定められており、信書便物の秘密を保護するために適切なものとしています。

続きまして、許可基準の2点目が、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることとございます。ここではある程度、継続的に事業を営む見込みがあるものとして、事業開始時及びその翌年度までの間について事業収支見積書を算出することなどを求めている、事業収支の見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の一つとなっております。

5ページでは、事業において顧客へのヒアリングや需要調査を基に、利用の見込通数を算出し、サービス予定単価を乗じた額や契約見込み者との間で予定する契約見込額を考慮して、信書便事業の見込み収入を算出したものでございます。この事業見込み収入を踏まえまして、6ページでは収支と利益をまとめております。いずれも、事業開始当初の事業年度と翌事業年度の2か年度分を提出していただいております。

信書便事業支出については、項目ごとに積み上げ、または兼業する事業との案分による額によって算出しております。信書便事業収入から信書便事業支出を引いた、信書便事業としての営業利益は、表の右から2列目になりますけれども、いずれも事業収支には特段問題はなく、妥当なものと判断させていただいております。

また、その他の事業に係る収益を含めた事業全体の利益は、当期純利益として記載しており、これらも特段の問題はなく収支が見込まれているところでございます。

許可基準の2点目の、その事業の遂行上適切な計画を有するものであることのものの一つの審査基準として、役務内容が法に適合していることについても審査しており、いずれの申請についても、1号役務としてのサイズは73センチメートルを超

え、または重量が4キログラムを超えるものとなっており、また、3号役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、法の規定に適合しているものと認められます。

なお、申請者のうち、[REDACTED]につきましては、先ほど御説明したとおり、本件事業許可申請と同時に、信書便法第34条において準用する同法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされています。業務委託の認可の審査では、委託により経費の削減を図ることが可能であること、また、委託契約書において、委託業務における信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること、かつ申請者が今般事前承認している者以外の第三者の再委託を禁止していることから適切なものとしています。

以上の審査結果により、事業の遂行上適切な計画を有するものであると認められるものでございます。

最後、許可基準の3点目は、その事業を適格に遂行するに足る能力を有する者であることとして、資金計画及び必要な行政庁の許可について審査しております。資金計画については、7ページに純資産の額、信書便事業の開始に要する資金を記載しており、事業開始に要する資金は具体的には人件費の2か月分、賃借料の1年分などを合計した金額とし、10者のうち[REDACTED]者については純資産の額が事業開始に要する資金の額を上回り、残りの[REDACTED]者については、注3のとおり、直近の純利益や現預金の額が事業開始に要する資金の額を上回っていることを踏まえ、事業開始に要する資金を有するものと認められるとしています。

また、行政庁の許可については、いずれの申請者も、一般貨物自動車運送事業の許可または貨物軽自動車運送事業の届出がなされていることを確認しており、事業を適格に遂行するに足る能力を有するものと認められます。

加えて、いずれの申請者についても、信書便法第8条に規定する直近2年以内に法令違反の処分を受けた者といった欠格事由には該当していないことを確認しております。

以上より、各者とも信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められることから、特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えております。

続きまして資料の97-2、諮問第1264号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」について説明させていただきます。

信書便法第34条で準用する同法第22条第1項の規定において、特定信書便事

業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされており、また、これを変更しようとするときも同様とするとしております。

1 ページが諮問書で、今回の特定信書便事業の許可申請者 10 者については、信書便管理規程の設定の認可も必要であるため御審議いただくものです。もう一つが、過去に信書便管理規程の認可を受けた日本通運株式会社につきまして、今回変更の認可申請がございましたので、こちらについても併せて御審議いただくものでございます。

別紙 1 の 2 ページから 3 ページまでが信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。これは、信書便法施行規則第 31 条第 2 項各号に、信書便管理規程に記載すべき事項が定められており、各申請者の信書便管理規程の記載内容について各事項が適切に規定されているかを確認し、認可するものでございます。

1 点目の信書便管理者の選任及び職務については、事業場ごとに管理責任を果たすことができる役職者等から選任することとされており、また、その職務内容は、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め、具体的に規定されていると認められます。

2 点目の信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法については、引受け、送達途中における紛失・毀損防止策、誤配達防止、還付できない信書便物の管理、顧客情報等の管理等について適切に規定されております。

また、3 点目の事故発生時等の措置についても、信書便管理者への報告、滅失、毀損、遅延等の対応、再発防止策の実施、事故の内容及び処理結果の記録等、措置すべき内容が明確に規定されていると認められます。

4 点目の教育、訓練については、日常業務を通じて実施するほか、新規採用時、事故等の発生時等に際しても必要に応じて実施することが規定されていると認められます。

この信書便管理規程については、総務省において記載例をあらかじめ公表しておりまして、今回の申請内容については、別紙 2 の 5 ページから 6 ページに記載の審査結果の概要のとおり、全者これに沿って過不足なく記載されていることを確認しており、いずれも法に定める認可基準に適合していると認められるとしております。

続いて、別紙 1 の 4 ページが日本通運株式会社から申請のあった信書便管理規程

の変更の認可申請の概要でございます。

変更内容としては、社内の組織改正に伴う役職等の変更と、令和4年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い改正された信書便事業分野における個人情報保護ガイドライン第6条の規定に合わせ、第18条で不適正な利用の禁止の規定を新設するものです。こちらにつきましても、別紙2の7ページに記載の審査結果の概要のとおり、変更部分について適切に定められていると確認したところでございます。

諮問事項の御説明は以上となりますが、御審議いただき、今回申請のあった事業許可や認可が適当とされた場合には、参考1のとおり、全国で特定信書便事業者は627者となる予定でございます。

その他、参考2として、本社所在地別の特定信書便事業参入状況を、参考3として、信書便物の秘密の保護に向けた委託先従業者に対する教育・訓練の実施についてをまとめています。

なお、参考3では、物流の2024年問題によるドライバー不足等により、今後特定信書便事業についても業務の一部の委託が増加することが予想されることから、モニタリングの強化の一環として、関連通達を改正し、検査において委託先従業者に対する信書便物の秘密の保護に向けた教育・訓練の実施状況を把握するとともに、一般社団法人信書便事業者協会においても、令和7年度から委託先を対象とした講習会を開始することを踏まえ、同協会とも連携しながら、信書便物の秘密の保護を図る取組を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 御説明ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうでお申し出ください。お願いします。

では、先に私のほうから、既に御説明いただいたんですが、今、ちょうど映している部分なんですけど、この委託先についてというのは今までは特にモニタリングみたいなものをしていなかったのを、今回改めて、検査を加えたということによろしいでしょうか。

○柳迫信書便事業課長 御質問ありがとうございます。

佐々木分科会長の御指摘のとおり、これまでは許可を受けた事業者を対象に、検査等のモニタリングを行ってきたところでございますけれども、やはり物流の2024年問題で、人手不足が深刻になるということで、委託の増加が今後も続いてい

くと思いますし、委託先については許可事業者との契約の中で信書便物の秘密の保護が確保されているとはいえ、本当に事後的な確認がなくてもいいのかというところもございますので、やはり委託先従業者に対する教育・訓練の実施状況の確認というのは重要だと考えておりまして、今回、このような形で通達を改正するとともに、一般社団法人信書便事業者協会の講習会とも連携して、信書便物の秘密の保護をしっかりと図っていきたいと思います。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、藤沢委員のほうから御質問をお願いいたします。

○藤沢委員 ありがとうございます。こちらの委託先も、これからしっかりと調査されるということは大変すばらしいことだと思っております、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、質問は一つございまして、それは今回の議題の中にも出てきていたのですが、やはりだんだんこの特定信書便の事業だけをやる会社というのは多分減っていて、今既にいろんなものを運んでいる方々がもう一緒に運ぼうということで、自動車の部品を送っていた人が特定信書便の事業者も登録するという形で、恐らく合従連衡が起きてくるのではないかなと思うんですけども、その際にこの認可を得ている事業者がM&Aなどで買収をされたときに、自動的にそれがこの権利も移動されるという認識でよいのか。また、そういったときには、何らか総務省のほうでチェックをされるのか。この辺はいかがなものでしょうか。

○柳迫信書便事業課長 御質問ありがとうございます。

会社の合従連衡についてということで、信書便法でもこういう会社の合併ですとか分割によって、信書便事業を承継させる場合には、総務大臣の認可が必要でございますので、事業者からこのような申請があった場合には、今後も適切に審査してまいりたいと思います。

○藤沢委員 ありがとうございます。ということは、審査なく権利が売買されるということはないという理解でよろしいですね。

○柳迫信書便事業課長 そのとおりでございます。これからもしっかりと審査してまいりたいと思っております。

○藤沢委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかには御意見等ございませんでしょうか。

では、よろしければ、ほかには御意見などございませんようでしたら、諮問第1263・1264号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から、全体を通して何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうからはいかがでしょうか。

○事務局（坂平） 事務局でございます。

次回の郵政行政分科会につきましては別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会